

## 男鹿市条例第3号

### 男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

男鹿市国民健康保険条例（平成17年男鹿市条例第125号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8,000円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、市長が必要であると認めるときは、規則で定めるところにより、3万円を超えない額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、市長が必要であると認めるときは、規則で定めるところにより、3万円を超えない額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の出産に係る男鹿市国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。